

飯能市建築物耐震改修促進計画

【改訂版】

平成28年3月

飯 能 市

目 次

第1章 総則

- 1 計画改訂の背景と目的2
- 2 計画の位置づけ3
- 3 計画期間4
- 4 対象区域及び対象建築物4

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 本市の地震履歴8
- 2 想定される地震の概要8
- 3 建築物の耐震化の現状及び目標設定9

第3章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

- 1 建築物の耐震化に係る基本的な取組み方針14
- 2 耐震化に向けた意識啓発及び知識の普及14
- 3 耐震化を促進するための環境整備14
- 4 耐震化の促進を図るための支援策15
- 5 関連する安全対策16

第4章 その他耐震化促進に関する事項

- 1 優先的に耐震化すべき建築物18
- 2 重点的に耐震化すべき区域の設定18
- 3 市有建築物の耐震化の基本方針18
- 4 関係団体等による協議会の活用19

- 資料編20

第1章 総則

1 計画改訂の背景と目的

本計画の当初計画については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)第5条第7項(現在は、法第6条第1項)に基づき平成23年2月に策定しました。この中では、計画期間を平成27年度までとして市内の住宅及び特定建築物の耐震化を促進することにより、地震による建築物の被害を最小限に食い止め、人的被害及び経済被害を軽減することを目的に耐震化促進のための施策を展開してきました。しかしながら、市内の建築物の耐震化についてはまだ目標に達していない状況です。その間、平成23年3月には東日本大震災が発生し、東北地方を中心に各地で大きな被害を受けました。また、平成24年8月の中央防災会議においては南海トラフの巨大地震及び首都直下地震の被害想定が出され、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することが公表されました。

このような背景のもと、国においては平成25年11月に法改正を行い、大規模な建築物の耐震診断を義務化するなど、建築物の耐震化の促進に向けた取り組みを強化しました。また、平成27年3月には首都直下地震緊急対策推進基本計画の中で、平成32年までの耐震化率の目標を95%にすることが明示され閣議決定されたところです。

埼玉県においては、平成19年3月に策定した「埼玉県耐震改修促進計画」(以下「県計画」という。)が平成27年度に目標期限を迎えることから、平成28年度以降の次期県計画を平成27年度中に策定することで作業を進めています。

このような社会状況等を踏まえ、本市においても、埼玉県が策定する計画との整合性を図る必要があることから、内容や目標の見直しを含めて当初計画の改訂を行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の基本方針及び県計画を勘案し、「飯能市総合振興計画」、「飯能市地域防災計画」との整合を図りながら策定します。

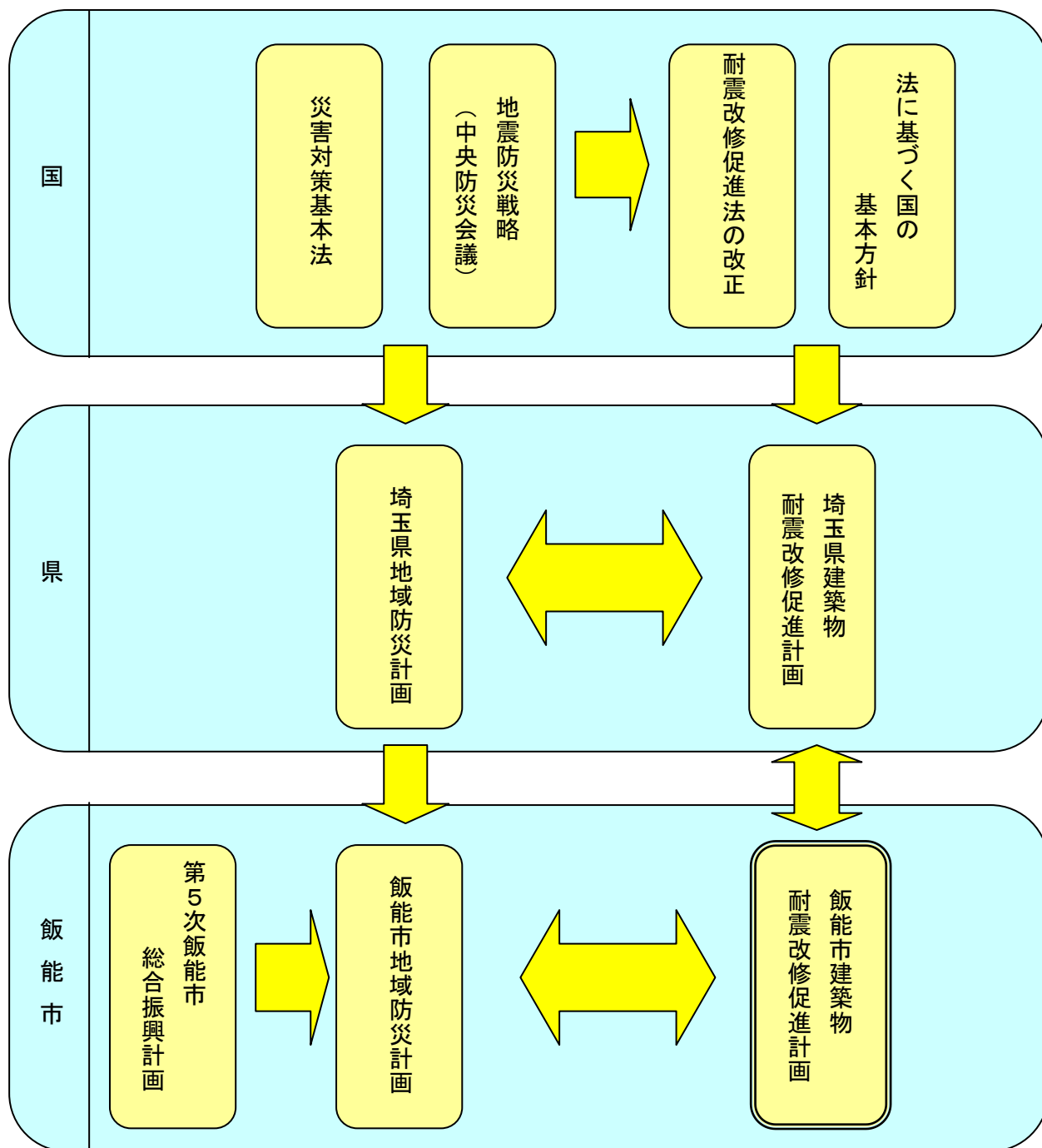


図1-1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の計画期間は、国の基本方針及び次期県計画との整合を図るため、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

また、既存建築物の耐震化の進捗状況などに応じ、必要に応じて計画や目標の見直しを行います。

4 対象区域及び対象建築物

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、市内全域とします。

(2) 対象建築物

本計画の対象建築物は、原則として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入前に着工された「住宅」及び法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物等とします。（表 1-1～1-4）

なお、国及び県等の所有する建築物については、それぞれの機関で目標及び取組方針が定められるため、原則として本計画の対象とはしません。

表 1-1 耐震改修促進計画の対象建築物

種 類	内 容
住宅	戸建住宅（兼用住宅を含む）、長屋及び共同住宅を含むすべての住宅
特定既存耐震不適格建築物	法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物 （表 1-2～表 1-4 特定既存耐震不適格建築物一覧表ほか参照）
防災拠点等	避難施設及び防災拠点、災害対策本部など災害時に情報収集や活動の場となる建築物
その他	市有建築物で法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物ではないが、多数の人が利用するなど耐震化が必要な建築物

表1-2 特定既存耐震不適格建築物一覧表（法第14条）

号	用途	規模要件
第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500 m ² 以上
	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	
多	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
数 の 人 が 利 用 す る 建 築 物	学校 上記以外の学校	階数3 以上かつ1,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	
	事務所	
	博物館、美術館、図書館	
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1 以上かつ 1,000 m ² 以上	
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物（表1-3）を貯蔵、処理する全ての建築物
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画及び市町村耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路に接する建築物（表1-4）	前面道路の幅員に対して、建築物のいずれかの高さが政令で定める高さを超える建築物

表 1-3 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧（法第 14 条第 2 号、法施行令第 7 条）

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬の種類 イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包、空砲、信管、火管、電気導火線 ヘ 導爆線、導火線 ト 信号炎管、信号火箭、煙火 チ その他の火薬を使用した火工品、 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5万個 500 km 2 t 10 t 5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定 数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び 同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2万 m ³
⑥ 圧縮ガス	20万 m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する 劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

（※）マッチトンはマッチの計量単位

1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で 7,200 個、約 120 kg

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（法第 14 条第 3 号）

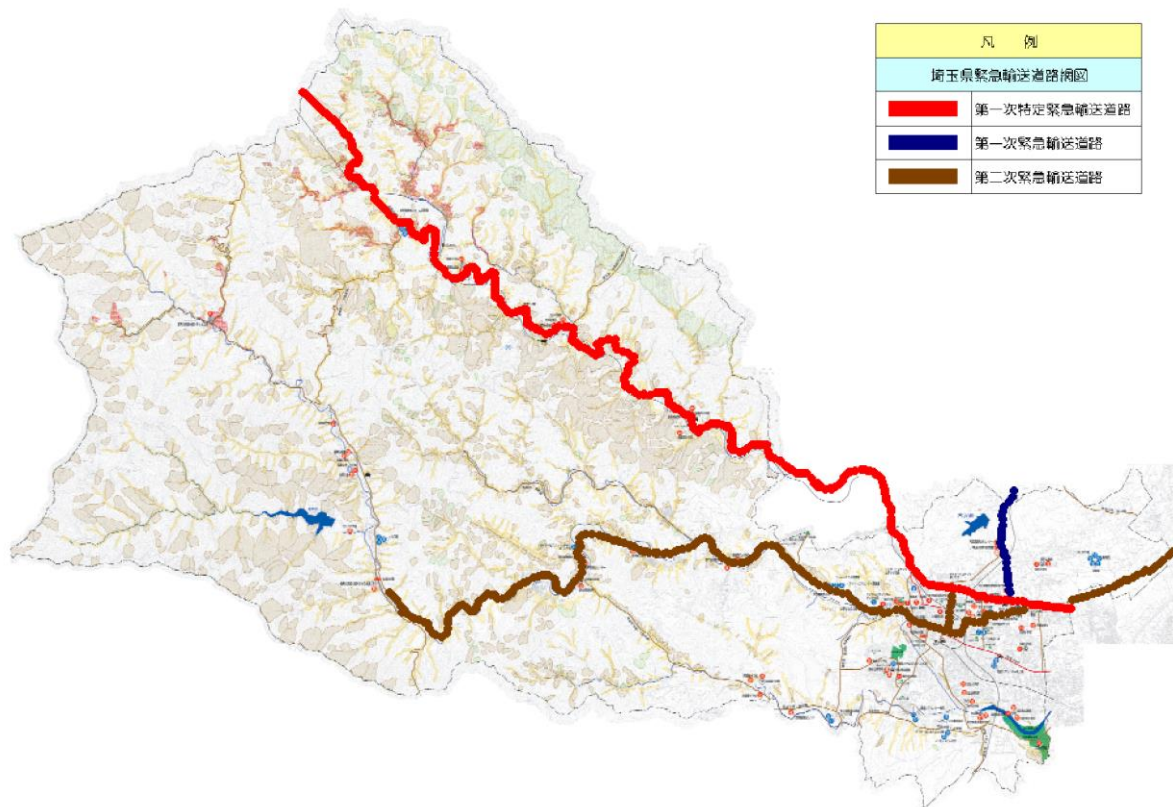
地震発生時に多数のものが円滑な避難、救急、消防活動の実施に必要な道路として緊急輸送道路が定められており、本市を通る路線としては下記の 10 路線が指定されています。

表 1-4 埼玉県建築物耐震改修促進計画で位置づけられた緊急輸送道路（本市内通過路線）

種 別	路 線 名	区 間	延長 km	道 路 管理者
一次特定緊急輸送 道路	国道 299 号	飯能市中山（299 号との交差点）～小鹿野町飯田 （黒海土バイパス前交差点）	68.5	埼玉県
一次特定緊急輸送 道路	国道 299 号 バイパス	入間市小谷田（16 号との交差点）～飯能市中山 （299 号との交差点）	4.9	埼玉県

一次緊急輸送道路	飯能寄居線（30号）	飯能市双柳（299号との交差点）～毛呂山町毛呂本郷（川越坂戸毛呂山線との交差点）	10.9	埼玉県
二次緊急輸送道路	国道299号	飯能市八幡町（飯能寄居線との交差点）～飯能市東町（飯能下名栗線との交差点）	0.4	埼玉県
二次緊急輸送道路	青梅飯能線 28号	飯能市東町（東町交差点）～飯能市飯能（岩根橋交差点）	1.4	埼玉県
二次緊急輸送道路	飯能寄居線 30号	飯能市中山（299号との交差点）～飯能市八幡町（299号（旧道）との交差点）	0.5	埼玉県
二次緊急輸送道路	青梅秩父線 53号	飯能市下名栗（飯能下名栗線との交差点）～飯能市上名栗（名栗庁舎への交差点）	3.3	埼玉県
二次緊急輸送道路	飯能下名栗線 70号	飯能市飯能（岩根橋交差点）～飯能市下名栗（青梅秩父線との交差点）	13.2	埼玉県
二次緊急輸送道路	東飯能停車場線 185号	飯能市東町（東町交差点）～飯能市東町（駅西側交差点）	0.3	埼玉県
二次緊急輸送道路	馬引沢飯能線 347号	飯能市東町（駅西側交差点）～狭山市根岸（日高狭山線との交差点）	4.9	埼玉県

図1-2 緊急輸送道路網図



第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 本市の地震履歴

過去 30 年程の間に発生した、本市付近を震源とする比較的大きな地震は表 2-1 のとおりであり、近年は地震による被害自体はあまり出ていません。また、明治以降において、埼玉県内で被害の大きかった地震履歴及び県内の活断層について資料編の表 1-1 及び表 1-2 に示します。

表 2-1 震源が本市付近の地震履歴

発生年月日	震央の位置	震源の深さ(km)	地震の規模 (マグニチュード)
昭和 63 年 9 月 29 日	飯能市北川	16	5.0
昭和 63 年 9 月 30 日	飯能市高山	15	4.5
昭和 63 年 11 月 18 日	飯能市南川	18	3.8
平成 3 年 5 月 30 日	日高市女影	67	4.3
平成 6 年 12 月 19 日	青梅市成木	16	4.4
平成 24 年 3 月 16 日	埼玉県南部	94	5.3
平成 27 年 5 月 25 日	埼玉県北部	56	5.5

2 想定される地震の概要

地震は、プレートの地震〔関東地震（関東大震災）、十勝沖地震、千葉県東方沖地震など〕と、活断層の地震〔西埼玉地震、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、新潟県中越地震など〕の 2 つのタイプに大別されます。

プレート地震は、今後、発生間隔が約 200～300 年とされる関東地震（関東大震災）と同様のマグニチュード 8 クラスの地震と、それらの地震の間に発生するマグニチュード 7 クラスの地震の発生が想定されています。このような地震は局地的に大きな被害を与えるものであり、関東地震（関東大震災）後 80 年以上経過していることを考えると切迫性はかなり高まっています。

一方、活断層の地震は、地下の比較的浅いところの岩盤にプレートの移動による歪みがたまり、限度以上になった時にずれが生じて発生する地震です。活断層による地震は震源域が非常に浅いところで発生すると、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）のように非常に激しい被害をもたらします。

平成 24・25 年度に県が実施した「埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月公表）」における想定地震は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 埼玉県地震被害想定調査における地震

想定地震名	マグニチュード	破壊開始点	飯能市の想定最大震度	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	—	5強	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	—	5強	
相模トラフ沿いの M8 クラスの地震 (元禄型関東地震)	8.2	—	5強	
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	北	6弱	活断層で発生する地震
		中央	6弱	
		南	6弱	
立川断層帯による地震	7.4	北	6強	
		南	6弱	

これらの地震による飯能市の建物被害予測結果では、立川断層による地震（破壊開始点：北）の被害が最も大きく、建物の全壊が 117 棟、半壊が 1,027 棟となっています。

3 建築物の耐震化の現状及び目標設定

本市における「住宅」及び法第 14 条第 1 号に規定する「特定既存耐震不適格建築物」の平成 32 年度の耐震化率の目標は、それぞれ以下に定めるとおりとします。

(1) 住宅の耐震化の現状及び目標設定

平成 25 年 10 月から平成 28 年 3 月までの耐震化率の推移は表 2-3 のとおりです。

総務省統計局で公表している「住宅・土地統計調査」を基に推計した平成 28 年 3 月末までの住宅の耐震化の状況は、住宅総戸数約 3 万 4 千戸のうち耐震性のある住宅が約 2 万 5 千 5 百戸で、耐震化率は約 84% です。

この推計と国の基本方針を踏まえた上で、平成 32 年度における住宅の目標耐震化率を 95% と設定して促進するものとします。

住宅の耐震化率の現状

現状 84 % (平成 28 年 3 月現在)

住宅の耐震化率の目標

目標値 95 % (平成 32 年度)

表 2-3 住宅の耐震化の現状と目標

住宅	昭和 56 年 5 月までの 旧耐震基準の住宅		昭和 56 年 6 月以降の 新耐震基準 の住宅	耐震性あ り合計	住宅合計	耐震化率	
	耐震性 なし	耐震性 あり					
	a	b	c	d	e=c+d	f=a+d	g=e/f
平成 25 年 10 月現在	7,899	5,326	2,573	22,291	24,864	30,190	82%
平成 28 年 3 月現在	7,541	4,888	2,653	22,885	25,538	30,426	84%
平成 33 年 3 月(自然更新)	6,825	4,012	2,813	23,474	26,287	30,299	87%
平成 33 年 3 月(目標)	6,825	1,515	5,310	23,474	28,784	30,299	95%

※平成 25 年 10 月現在の耐震化率は、住宅・土地統計調査を基に埼玉県及び国の算出方法に準じて算出

※その他の耐震化率は住宅・土地統計調査の各数値を基に推計

平成 28 年 3 月末

合計 30,426 戸

↓
平成 33 年 3 月末

耐震性 なし 4,888 戸 16%	耐震性あり 25,538 戸 84%
なし 5 戸 8%	(自然更新) 耐震性あり 26,287 戸 87%

耐震性なし 1,515 戸 施策効果 2,497 戸

合計 30,299 戸

目標 95% (2,497 戸+26,287 戸) = 28,784 戸

(2) 法第 14 条第 1 号に規定する特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

ア 市有特定既存耐震不適格建築物

市が所有する法第 14 条第 1 号に規定する「多数の者が利用する」特定既存耐震

不適格建築物の耐震化率の現状は82%となっています。

市有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められます。このため、市有特定既存耐震不適格建築物の平成32年度における目標耐震化率は100%と設定します。

なお、法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物においても耐震化に努めるものとします。

表2-4 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

(法第14条第1号に規定する特定既存耐震不適格建築物)

単位(棟)

市有特定既存耐震不適格建築物	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	特定既存耐震不適格建築物合計	耐震化率 %	目標耐震化率 %
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	b	c				
学校(体育館含む)	34	2	32	17	51	96	100
体育館(一般)	0	0	0	1	1	100	100
賃貸住宅等	7	6	1	7	14	57	100
福祉施設等	2	1	1	6	8	88	100
その他一般庁舎	7	6	1	4	11	45	100
計	50	15	35	35	85	82	100

イ 民間特定既存耐震不適格建築物

平成 27 年現在、民間の特定既存耐震不適格建築物は 139 棟です。このうち旧耐震基準の建築物で耐震性がないか、不明の建築物が 22 棟で、耐震化率は 84% となっています。

これらの現状を踏まえ、民間特定既存耐震不適格建築物の目標耐震化率を用途毎に下表のとおりとし、全体としては 95% を目指して県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

表 2-5 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状と目標

(法第 14 条第 1 号に規定する特定既存耐震不適格建築物)

民間特定既存耐震不適格建築物	昭和 56 年 5 月までの旧耐震基準の建築物		昭和 56 年 6 月以降の新耐震基準の建築物	特定既存耐震不適格建築物合計	耐震化率 %	目標耐震化率 %	
	耐震性なし	耐震性あり					
	a	b	c	d	e=a+d	f=(c+d)/e	
学校(体育館含む)	4	2	2	19	23	91	100
病院・診療所	3	1	2	9	12	92	100
店舗	3	3	0	7	10	70	95
ホテル・旅館等	0	0	0	6	6	100	100
賃貸住宅等	5	5	0	27	32	84	95
社会福祉施設等	2	2	0	12	14	86	95
その他	14	9	5	28	42	79	90
計	31	22	9	108	139	84	95

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (法第 14 条第 2 号)

法第 14 条第 2 号に定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物は、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物のうち、新耐震基準以前の建築物で耐震性のないものが対象となります。

本市内には平成 27 年現在 3 棟あり、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

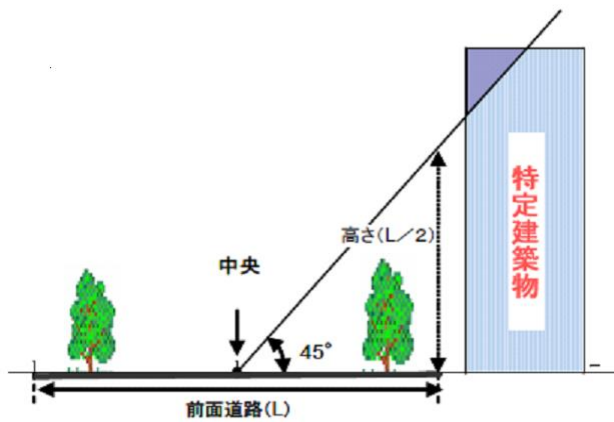
(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道の建築物（法第 14 条第 3 号）

法第 14 条第 3 号に規定する「地震によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある」特定既存耐震不適格建築物は、埼玉県建築物耐震改修促進計画で位置づけられた緊急輸送道路（P8 参照）に接する建築物であって、法施行令第 4 条で規定する要件に該当するものです。これらについても、県と連携して耐震化の促進に取り組みます。

■法施行令第 4 条に規定する建築物

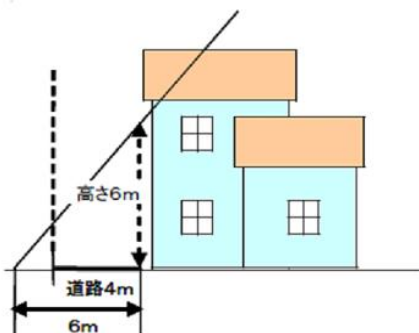
○前面道路幅員が 12m を超える場合

当該部分が道路中心線までの水平距離を越える高さの建築物



○前面道路幅員が 12m 以下の場合

当該部分が敷地境界線までの水平距離に 6m を加えた高さを超える建築物



第3章 建築物の耐震化の促進を図るための施策

1 建築物の耐震化に係る基本的な取組み方針

住宅及び建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅及び建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援するため、助言、指導に努めます。また、市は建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行い、耐震性向上の促進を図るとともに、環境の整備や負担軽減のための制度の創設など必要な施策を講じ、耐震改修の実施に対する問題や課題を解決していくことを基本的な取組み方針とします。

2 耐震化に向けた意識啓発及び知識の普及

(1) 飯能市災害ハザードマップの活用

市では平成 26 年度に、市民の地震や土砂災害等への防災意識の向上を図るとともに、被害を最小限に抑えることを目的に飯能市災害ハザードマップを作成したところです。このマップを活用し、地震による揺れやすさや地域の危険度などを理解した上で建築物の耐震化等に取り組んでいただけるよう、今後も意識啓発を図ります。

(2) イベント等を活用した意識啓発及び知識普及

毎年実施している西川材フェアなど、多くの市民が集まるイベント等の機会を捉え、地震防災に対する意識啓発及び知識啓発を図ります。

(3) 地域住民・自主防災組織等との連携

市では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念のもと、地域に密着した自主防災組織の活動支援、育成を図っています。平成 20 年度からは自主防災組織リーダー養成研修を実施し、防災についての総合的な知識や技術を学んでいただき、いざというときには各地域でリーダーとして活躍していただけるよう努めています。

地震時の安全対策や耐震診断・耐震改修に対する意識啓発、簡易耐震診断の受診促進についても自主防災組織等と連携して取り組んでまいります。

3 耐震化を促進するための環境整備

(1) 相談窓口の設置

市では、住宅や建築物の所有者等が気軽に耐震診断や耐震改修についての相談ができるよう窓口を設けており、次に掲げる情報の提供を実施しています。

- ・耐震診断及び耐震改修と関係法令の概要、税制措置等

- ・自己による簡単な診断方法
- ・リフォームに合わせた耐震診断、耐震改修の誘導
- ・耐震改修工法や費用等
- ・家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
- ・その他の地震対策情報

(2) 無料耐震診断の実施

市では、平成 17 年度から市職員による木造住宅などの無料耐震診断を実施していますが、今後は埼玉県建築士会等とも連携し、より一層の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(3) 埼玉県マンション居住支援ネットワークの活用

新耐震基準以前に建築された古いマンションについては、埼玉県マンション居住支援ネットワークとの連携を図り、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行いながら、耐震診断・耐震改修に関する相談に対応します。

4 耐震化の促進を図るための支援策

(1) 支援制度等

ア 木造住宅の耐震診断・耐震改修・建替えに関する補助制度

市では、平成 23 年 4 月に既存木造住宅の耐震診断・耐震改修についての補助制度を創設し、さらに平成 25 年 4 月からは、補助の対象を耐震改修に加えて建替えにまで拡充しました。今後も市民に対して補助制度の利用を積極的に働きかけるとともに、補助支援を通じて耐震化の促進を図ります。

イ 埼玉県建築物耐震改修等事業

埼玉県の民間建築物を対象とした補助制度の周知を図ります。

(2) 融資制度

住宅及び建築物の耐震化には次のような融資制度があり、これらの制度の活用促進を図ります。

- ・住宅金融支援機構：「リフォーム融資」
- ・県内 3 金融機関（「埼玉りそな銀行」「武蔵野銀行」「埼玉縣信用金庫」）：耐震診断及び耐震改修を対象とした融資制度

(3) 税の特例措置

耐震改修等については、次のような税制措置がとられています。

- ・耐震改修にかかる費用の住宅ローン減税（10 年間、ローン残高の 1%を所得税額から控除）
- ・耐震改修を行った建築物に対する耐震改修促進税制
住宅：所得税の控除額（10%）、固定資産税の減額（1/2）

※ ただし、所得税の税額控除については、飯能市が耐震改修費補助事業を行った時点からの費用となります。

5 関連する安全対策

市は県と連携して、地震時の安全対策の普及・促進を図ります。

(1) 家具の転倒防止対策

市は、建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレット等により、市民の防災意識の普及啓発を図ります。

(2) エレベーター等の地震対策

東日本大震災では、本県を含め全国 20 都道県で合計 257 件のエレベーターの閉じ込めが発生し、エスカレーターの脱落等も複数確認されました。大地震が発生した場合、エレベーターの閉じ込めが発生する可能性が高く、救助には長い時間を要します。

市は県と連携して、エレベーター及びエスカレーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策に努めるよう啓発を行います。

(3) マンション震災時活動マニュアルの手引き

マンションでは、高層階の大きな揺れや水道、ガス、電気等のライフラインの停止、エレベーターの停止による閉じ込め、家具類の転倒などの被害が想定されます。そのため、マンションの居住者や管理組合等で、大地震に備え防災対策に取り組むことが重要となります。

市は県と連携して、「マンション震災時活動マニュアル作成の手引き」の周知に努め、マンションの防災対策を促進します。

(4) 地震保険の加入促進

地震による被害を補償する地震保険については、平成 26 年度末の加入率が全国平均で 28.8%、埼玉県が 30.0%となっています。大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があります。

市は県と連携して、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図ります。

(5) 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

市は県と連携して、地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対し、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行います。

(6) 土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。

市は県と連携して、適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や、状況に応じ移転等も含めた対策実施に向けて取り組みます。

(7) 大雪対策

平成 26 年の大雪時には、市内でも多大な被害が発生しました。

市は県と連携して、大雪対策についても今後明示される国の新たな基準を踏まえた適切な対応を図ります。

第4章 その他耐震化促進に関する事項

1 優先的に耐震化すべき建築物

優先的に耐震化すべき建築物は、次のとおりとします。

- 地震が発生した場合において災害応急対策の拠点となる庁舎、公民館、消防署、医療活動の中心となる病院及び診療所並びに避難所となる学校及び体育館等その他防災上特に重要な既存建築物
- 法第14条各号で規定する特定既存耐震不適格建築物
- 旧耐震基準で建築された木造住宅

2 重点的に耐震化すべき区域の設定

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとします。

- 埼玉県地域防災計画に定められた緊急輸送道路沿道の区域
- 飯能市地域防災計画に定められた緊急輸送道路沿道の区域
- 木造住宅が密集している区域

3 市有建築物の耐震化の基本方針

(1) 市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本方針

市では、小学校、中学校の建物の耐震化を優先的に実施しており、耐震化率100%が間近となっています。市有特定既存耐震不適格建築物については次の事項を勘案し、現在策定中の「飯能市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、優先的に耐震化すべき建築物や耐震性向上の目標値等を検討していくものとします。

ア 飯能市地域防災計画における位置付け

- 避難所等となる建築物
- 災害時に拠点等となる建築物

イ 建築物の用途及び規模

- 子育て関連施設（保育所・保健センター）
- 法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物

ウ 法に基づく安全性の評価

- 耐震診断の結果に基づく建築物の地震に対する安全性の評価

(2) その他の市有建築物

その他の市有建築物についても、市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化の基本方針に準じ、計画的かつ効率的に耐震化を検討していくものとします。

4 関係団体等による協議会の活用

市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に住宅及び建築物の耐震化の促進を図るものとしします。

表4-1 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿

会員数 75 (平成27年4月1日現在)

県	埼玉県				
市町村	63市町村				
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	宮代町
白岡市	杉戸町	松伏町			
建築関係団体	11団体(順不同)				
一般社団法人	埼玉建築士会	一般社団法人	埼玉県建築士事務所協会		
一般財団法人	埼玉県建築安全協会	一般社団法人	埼玉建築設計監理協会		
一般社団法人	埼玉県建設業協会	財団法人	埼玉県住宅センター		
	埼玉土建一般労働組合		建設埼玉		
	埼玉県住まいづくり協議会		一般財団法人	さいたま住宅検査センター	
一般社団法人	日本建築構造技術者協会	関東甲信越支部	埼玉サテライト(JSCA 埼玉)		

資料編

1 地震災害に係る資料

表1-1 埼玉県における地震被害

発生年月日	マグニ チュード	地震名 (震源)	被害状況
1894.6.20 (明治27)	7	東京湾北部地震 (東京湾北部)	被害が大きかったのは東京、横浜等の東京湾岸で、内陸に行くにつれて軽く、安房、上総は震源がはるかに弱かった。埼玉県では南部で被害があった。
1923.9.1 (大正12)	7.9	関東地震 (関東南部)	(関東大震災)埼玉県の被害、死者316人、負傷者497人、行方不明者95人、家屋全壊9,268軒、半壊7,577軒
1924.1.15 (大正13)	7.3	丹沢地震 (丹沢山塊)	関東地震の余震。神奈川県中南部で被害大。被害家屋の内には関東震災後の家の修理が十分でないことによるものが多い。
1931.9.21 (昭和6)	6.9	西埼玉地震 (埼玉県中部)	埼玉県の被害。死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸、中北部の荒川、利根川沿いの沖積地に被害が多い。
1968.7.1 (昭和43)	6.1	(埼玉県中部)	深さが50kmのため、規模の割に小被害で済んだ。東京で負傷6名、家屋一部損壊15、非住家破損1、栃木で負傷1人
1989.2.19 (平成1)	5.6	(茨城県南西部)	熊谷で震度3、茨城県・千葉県で負傷者2人、火災2件。他に塀、壁、車、窓ガラス等破損
2011.3.11 (平成23)	9	東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	県内で死者1名、重傷者10名 建物全壊24棟。久喜市、加須市で液状化による被害。

参考文献：埼玉県地震被害想定調査（平成8～9年）

表 1-2 埼玉県の活断層

政府の地震調査研究推進本部（事務局：文部科学省）は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な 98 の断層帯について、震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

県内では以下の 4 断層（帯）が該当する。

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4 程度	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	10000年 - 15000年程度 約 20000年 - 13000年前
関東平野北西縁断層帯（主部）	深谷断層、江南断層 綾瀬川断層（北部）	8.0 程度	ほぼ 0%～0.008%	ほぼ 0%～0.01%	ほぼ 0%～0.03%	13000年 - 30000年程度 約 6200年 - 2500年前
関東平野北西縁断層帯（平井 - 櫛挽断層帯）	平井断層、神川断層 櫛挽断層	7.1 程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯（綾瀬川断層）	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

（参考）同様の手法で兵庫県南部地震の地震発生直前の 30 年確立を求めると「0.4%～8%」となる

出典：「埼玉県震災対策計画（震災対策編）」平成17年8月、埼玉県防災会議